


当日配布

庁議付議事案書

開催・平成30年6月1日

所管部課	総務部 職員課	部長	阿部 晴彦		
件名	東大和市職員ハラスメント防止指針について				
		区分	1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>1) 制定の主旨 職員（再任用職員、嘱託員、臨時職員を含む）がお互いの人格を尊重し、相互に信頼し合うことでその能力を十分発揮できるよう、ハラスメントに該当する行為を禁止し、その防止に努めることを目的として本指針を制定するものである。</p> <p>2) 主な内容 ハラスメントとして、①セクシュアルハラスメント ②パワーハラスメント ③モラルハラスメント ④妊娠・出産・育児・介護に関するハラスメント ⑤SOGI（ソジ）ハラスメントの5つに分けて禁止される行為を具体的に示す。また、ハラスメントの被害者の相談窓口、相談等の調査審議機関（ハラスメント処理委員会）を新たに設ける。</p> <p>3) 施行日 平成30年6月1日</p> <p>4) 影響及び効果 ハラスメントを防止し、生き生きと働ける職場作りを図る。</p>					
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過） 特になし</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等） 特になし</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議終了後、速やかに庁内に周知を図る。 また、ハラスメント防止のための研修を実施する。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。